（都市鉄道等利便増進法施行規則の一部改正）

第七十二条　都市鉄道等利便増進法施行規則（平成十七年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条　削除

第十一号様式を削る。

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正）

第七十三条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の七中「第一号様式」を「別記様式」に改める。

第二条の八を削り、第二条の九を第二条の八とする。

第十五条を削る。

第一号様式を別記様式とし、第二号様式及び第三号様式を削る。

（登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令の一部改正）

第七十四条　登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十二条」を削る。

第二十一条を削り、第二十二条を第二十一条とする。

別記様式を削る。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七十五条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「職員」の下に「（国の職員を除く。）」を加える。

（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第七十六条　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

第二十号様式を次のように改める。

第二十号様式　削除

（海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第七十七条　海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条及び第五号様式を削る。

（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第七十八条　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成二十一年国土交通省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の十一を削り、第十条の十二を第十条の十一とする。

別記様式を削る。

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第七十九条　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（平成二十二年国土交通省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第三号様式を削る。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第八十条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第一号様式」を「別記様式」に改める。

第二十一条を削る。

第二号様式を削り、第一号様式を別記様式とする。

（指定海上防災機関に関する省令の一部改正）

第八十一条　指定海上防災機関に関する省令（平成二十五年国土交通省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

別記様式を削る。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正）

第八十二条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第三条」に、「第五条・第六条」を「第四条・第五条」に、「第七条」を「第六条」に改める。

第二条及び第三条第四項を削り、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条を第四条とする。

第六条第二項を削り、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附則第四条及び附則第五条第四項を削り、同条を附則第四条とし、附則第五条の二を附則第五条とする。

附則第七条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附則第八条第二項を削る。

第一号様式から第八号様式までを削る。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八十三条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成二十五年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条及び第九号様式を削る。

（株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部改正）

第八十四条　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則（平成二十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第九条及び別記様式を削る。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正）

第八十五条　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る措置（第二十二条）」を「第五節　削除」に改める。